

## 地域再生エリアマネジメント負担金制度関係条文

### ○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（地域来訪者等利便増進活動計画の認定に係る手続）

第三十八条 法第十七条の七第一項の規定により認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体（法第五条第四項第六号に規定する地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。）は別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）の長に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体にあつては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）
- 三 法第十七条の七第五項の同意を得たことを証する書類
- 四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（資金計画の記載事項）

第三十九条 法第十七条の七第二項第七号の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。この場合において、収入予算においては、総受益事業者の負担することとなる負担金の額を収入金として計上しなければならない。

- 2 前項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分しなければならない。

（地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項）

第四十条 法第十七条の七第二項第八号の内閣府令で定める事項は、地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況とする。

（地域来訪者等利便増進活動計画の公告）

第四十一条 法第十七条の七第六項の規定による公告は、地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の認定市町村が適切と認める方法により行うものとする。

（法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更）

第四十二条 法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げ

るものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 資金計画の変更であって、次に掲げるもの
  - イ 総受益事業者の負担することとなる負担金の額の百分の十以内の減少による変更
  - ロ 収入金又は支出金の額の百分の十以内の増加又は減少による変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域来訪者等利便増進活動計画の実施に支障がないものとして条例で定める軽微な変更

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。